

見附市告示第144号

見附市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年9月29日

見附市長 稲田 亮

見附市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱の一部を改正する要綱

見附市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱（平成20年見附市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民生活課長」を「都市環境課長」に改め、同条第2項中「市民生活課長」を「都市環境課長」に、「別表1に基づく関係各課及び関係機関（施設も含む。以下「関係各課等」という。）」を「関係各課の長」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「関係各課等」を「関係各課」に、「市民生活課長」を「都市環境課長」に改める。

第3条中「別表2」を「別表1」に改める。

別表1を削る。

別表2を次のように改め、同表を別表1とする。

別表1（第3条関係）

関係各課	事務
都市環境課	1 関係各課の事務の統括に関する事。 2 情報の収集及び関係各課への広報（緊急情報メール、ファックス、ホームページ等）に関する事。 3 広報車による広報に関する事。 4 前各項に掲げるもののほか、他課に属さないこと。
企画調整課	1 報道機関への情報提供及び広報の協力要請に関する事。 2 市長及び副市長への報告に関する事。
総務課	1 発令情報の庁内放送及び掲示に関する事。 2 広報活動の人員配置に関する事。
健康福祉課	1 所管の社会福祉施設への伝達に関する事。 2 所管の社会福祉施設の入所者等の避難及び救護に関する事。

	<p>こと。</p> <p>3 見附市南蒲原郡医師会との連絡調整に関すること。</p> <p>4 市民及び所管の社会福祉施設の入所者等の健康被害の相談及び指導に関すること。</p> <p>5 健康被害状況の調査に関すること。</p>
市立病院	<p>1 見附市立病院及び見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附の利用者等への伝達に関すること。</p> <p>2 見附市立病院及び見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附の利用者等の避難及び救護に関すること。</p> <p>3 見附市立病院及び見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附の利用者等の健康被害の相談及び指導に関すること。</p>
教育委員会	<p>1 保育園等、小中学校、特別支援学校への伝達に関すること。</p> <p>2 保育園等、小中学校、特別支援学校の園児、児童生徒等の避難及び救護に関すること。</p> <p>3 保育園等、小中学校、特別支援学校の園児、児童生徒等の健康被害の相談及び指導に関すること。</p> <p>4 健康被害状況の調査に関すること。</p>
まちづくり課 農林創生課 建設課 地域経済課 市民税務課	<p>1 所管の施設への伝達に関すること。</p> <p>2 所管の施設利用者等の避難及び救護に関すること。</p> <p>3 健康被害状況の調査に関すること。</p>
消防本部	<p>1 休日の通知受理及び都市環境課長への伝達に関すること。</p> <p>2 健康被害者の救急搬送に関すること。</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。